

## 平成30年度南相馬市人材確保のための奨学金返還支援事業対象者募集要項

### 1 事業の目的

若者等のU I ターン就職など市外からの流入促進と定着を図り、南相馬市内で不足する人材を確保するため、市内事業所等への就職を希望する大学等の在学者又は卒業した方に対し、一定の要件の下、奨学金返還のための補助金を交付します。

### 2 交付対象者

次のいずれかに該当する方

- (1) 奨学金の貸与を受け償還予定又は償還中である在学者（平成30年度、31年度卒業予定の方）又は既卒者であって、市内事業所等に就職を希望し、就職後継続して勤務する見込み、かつ市内に定住する見込みである方
- (2) 平成31年1月1日以後に市内事業所に就職した者であって、奨学金の貸与を受け償還予定又は償還中であり、継続して勤務する見込み、かつ市内に定住する見込みである方

#### 【支援対象となる就職先】

日本標準産業分類の①医療、福祉 ②農業、林業 ③漁業 ④製造業、  
⑤情報通信業のうち情報サービス業、インターネット附随サービス業に  
属する市内事業所等 ※公務員は対象となりません

### 3 募集人数

20名程度

### 4 募集期間等

- (1) 募集期間  
平成31年1月10日～平成31年2月28日（消印有効）
- (2) 結果通知  
平成31年3月（予定）

### 5 応募方法

次の書類を郵送又は持参により提出

- (1) 奨学金返還支援事業交付申請書（様式第1号）
- (2) 応募理由書（様式第2号）
- (3) 奨学金の受給・返還状況等調査及び個人情報取り扱いに関する同意書（様式第3号）
- (4) 奨学金貸与証明書又は奨学金償還証明書の写し
- (5) 卒業証明書（既卒者のみ）
- (6) 在学証明書（在学者のみ）

## 6 補助金額

- (1) 奨学金返還支援補助金については、通常の償還年額（利子分を除く）相当額（年間最大18万円）を、正規の修業年数の2倍（最大8年）の期間交付します。
- (2) 就職奨励金については、40万円を交付します。（1回限り）

## 7 補助金の交付要件

2の要件を満たし、かつ次の各号に該当する方

- (1) 奨学金返還支援補助金は、一年度のすべての月に渡り、市内事業所等の正規職員又は所定労働時間が正規職員に準じる職員（以下「正規職員等」という。）として就業し、かつ、市内に定住したことを要件として交付します。ただし、初回の申請に限り、一年度のすべてにおいて要件を満たしていなくても、就職・定住した月からその年度末までを交付対象とし、翌年度に申請することができるものとします。
- (2) 就職奨励金は、医療福祉産業を主たる業とする市内事業所等へ、保育士又は看護師として就職し、かつ6か月定住したことを要件として交付します。

## 8 交付対象者の決定後の手続き

- (1) 対象産業の事業所等へ就職、市内へ転入したときは、速やかに奨学金返還支援事業交付対象者状況報告書（様式第9号）を提出してください。
- (2) 奨学金返還支援補助金については就職の翌年度の10月31日までに、就職奨励金については就職した日から6か月経過後に、実績報告書兼請求書（様式第8号）を提出してください。
- (3) 以降、奨学金返還支援補助金については、継続して補助金の交付要件を満たしているときは、毎年10月31日までに実績報告書兼請求書（様式第8号）を提出してください。

## 9 交付対象者の取り消し

交付決定を受けた交付対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消します。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき
- (2) 就職奨励金交付後6か月以内に交付要件を満たさなくなったとき
- (3) 奨学金の返還が全額免除された場合
- (4) 奨学金の貸与を取り消された又は辞退した場合
- (5) 交付決定を辞退する場合
- (6) 大学等を退学した場合
- (7) 卒業又は修了できなかった場合
- (8) 大学等を卒業又は修了後（専攻科入学予定者にあつては、当該専攻科を卒業又は修了後）、卒業又は修了した翌月1日から起算して、6か月以内に市内事業所等に正規職員等として就職しなかった場合

- (9) 交付決定時に大学等を卒業又は修了している者にあつては、就職予定日から起算して、6か月以内に市内事業所等に正規職員等として就職しなかった場合
- (10) 病気、けが等やむを得ない事情がある場合を除き、自己都合により離職し、6か月を超えて市内事業所等に正規職員等として就職しなかった場合
- (11) 南相馬市暴力団排除条例（平成24年南相馬市条例第23号）第12条に規定する排除措置対象者に該当した場合
- (12) 最初に就職した日から起算して、離職期間が通算で12か月を超えた場合
- (13) 正当な理由なく、南相馬市人材確保のための奨学金返還支援補助金交付要綱第13条に規定する報告又は調査に応じない場合
- (14) 奨学金の返還を延滞した場合
- (15) 市町村民税を滞納した場合
- (16) 市長が特に認める場合を除き、重複して他から奨学金返還の助成を受けた場合
- (17) 南相馬市補助金等交付規則又は南相馬市人材確保のための奨学金返還支援補助金交付要綱に違反する行為があった場合

## 10 提出・問い合わせ先

南相馬市商工労政課雇用対策係

〒979-2333 福島県南相馬市原町区本町二丁目27（北庁舎2階）

電話：0244-24-5346

FAX：0244-23-7420

南相馬市ホームページへ

